

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		都市緑化推進事業補助金		市の担当部課	経済環境部環境課		
				問い合わせ先	0568-44-0345		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 2名		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市都市緑化推進事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成25年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—			補助制度検証	令和8年度実施予定	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		都市の緑を創出し、豊かな住環境の形成及び地球温暖化対策（二酸化炭素排出量削減）を一層推進するため、愛知県が実施する「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業（緑の街並み推進事業）」に基づく間接補助事業を実施する。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		4,783,000 円	1,720,000 円	949,000 円	5,000,000 円		
		(0 円)	(0 円)	(0 円)	(0 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		市民や事業所が行う優良な緑化事業（屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、生垣設置）に要する経費の一部を補助。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		—			
		うち補助事業全体の経費		1,950,300 円			
		うち補助対象経費		1,930,200 円			
		補助対象経費の内訳		工事費（空地緑化）		1,669,800 円	
				工事費（生垣設置）		260,400 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費×1/2以内（1,000円未満の端数切捨て） 【屋上緑化・壁面緑化：緑化対象面積×30,000円/㎡、駐車場緑化：緑化対象面積×20,000円/㎡、空地緑化：緑化対象面積×15,000円/㎡、生垣設置：生垣延長×5,000円/㎡】			
		補助限度額		5,000,000円			
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	交付決定後に事業内容に変更がある場合は、変更承認申請があり、補助額の再算定を行うため		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		補助金の交付を通じて、民有地緑化による都市緑化及び地球温暖化対策を推進した。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		—			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無		

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金		市の担当部課	経済環境部環境課			
				問い合わせ先	0568-44-0345			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 82名		代表者名	—			
関係規定	法令	—		条例	—			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	平成20年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—				補助制度検証	令和8年度実施予定	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		家庭からの二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化防止を推進するため、市民が住宅用地球温暖化対策設備の導入に要する経費の一部を補助する。						
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績		令和8年度予算
		4,808,800 円		12,692,700 円		12,944,000 円		12,404,000 円
		(3,608,800 円)		(6,709,700 円)		(6,934,000 円)		(6,544,000 円)
市の補助金を使って実施した事業の内容		住宅用地球温暖化対策設備（蓄電池、HEMS、電気自動車等充給電設備、家庭用燃料電池 等）の導入に要する経費の一部を補助。						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）			—			
		うち補助事業全体の経費			—			
		うち補助対象経費			182,424,264 円			
		補助対象経費の内訳			蓄電池 47件			71,634,664 円
					HEMS 20件			1,909,600 円
					電気自動車等充給電設備 2件			2,009,000 円
					太陽熱利用システム（自然循環型） 3件			942,600 円
					太陽熱利用システム（強制循環型） 1件			447,100 円
					一体的導入 28件			105,481,300 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		蓄電池：150,000円、HEMS：10,000円、電気自動車等充給電設備：50,000円、家庭用燃料電池：50,000円、太陽熱利用システム（自然循環型）：16,000円、太陽熱利用システム（強制循環型）：48,000円、一体的導入：100,000円～200,000円				
		補助限度額		—				
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	完了した補助対象事業に対して交付するため。			
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		補助金の交付を通じて、市内の地球温暖化対策を推進した。						
その他参考事項		—						
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）			—			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）			—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無						無

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		住宅省エネ改修支援補助金		市の担当部課	経済環境部環境課			
				問い合わせ先	0568-44-0345			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 263名		代表者名	—			
関係規定	法令	—		条例	—			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市住宅省エネ改修支援補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和4年度	補助終了年度 令和7年度		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—				補助制度検証	—	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		家庭からの二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化防止を推進するため、市民が既存住宅の高効率給湯器取り替えに要する経費の一部を補助する。						
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績	令和8年度予算	
		22,056,300 円		19,112,000 円		19,028,300 円	- 円	
		(14,514,300 円)		(19,112,000 円)		(14,448,300 円)	- 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		既存住宅の高効率給湯器(エコキュート、エコジョーズ等)取り替えに要する経費の一部を補助。						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—				
		うち補助事業全体の経費		—				
		うち補助対象経費		77,195,637 円				
		補助対象経費の内訳		機器費(本体、脚部カバー、リモコン) 77,195,637 円				
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費×1/4(100円未満の端数切り捨て)				
		補助限度額		150,000円				
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	完了した補助対象事業に対して交付するため。			
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		補助金の交付を通じて、市内の地球温暖化対策を推進した。						
その他参考事項		—						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無		

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		森林保全活動補助金		市の担当部課	経済環境部環境課			
				問い合わせ先	0568-44-0345			
補助金の交付を受けた 補助事業者の名称		—		代表者名	—			
関係規定	法令	森林環境税及び森林環境譲与税に 関する法律		条例	—			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市森林整備地域活動支援事業 補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	令和2年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—				補助制度検証	令和8年度 実施予定	
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		地域の実情に応じた持続的な森林の整備及びその意識の向上並びに健全な森林の育成に資 するため、市内で活動する団体又は法人が実施する、市内の森林の維持管理及び普及、啓発 等に要する費用に対して補助を実施する。						
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績		
		0 円		0 円		0 円		
		(0 円)		(0 円)		(0 円)		
令和8年度予算		1,000,000 円						
(0 円)		(0 円)						
市の補助金を使って 実施した事業の内容		令和7年度申請なし						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—			
		うち補助事業全体の経費			—			
		うち補助対象経費			—			
		補助対象経費の内訳						
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費 × 1/2 (1,000円未満の端数切り捨て)				
		補助限度額		500,000円				
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	交付決定後に事業内容に変更がある場合は、変更承認申請があり、補助額の再算定を行うため。			
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		令和7年度申請なし						
その他参考事項		—						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—			
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—					

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		次世代自動車導入補助金		市の担当部課	経済環境部環境課			
				問い合わせ先	0568-44-0345			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		電気自動車:個人32名、事業者1社		代表者名	—			
関係規定	法令	—		条例	—			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市次世代自動車導入補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	令和4年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—				補助制度検証	令和8年度実施予定	
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		自動車からの二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化防止を推進するため、市民又は市内の事業者が次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車)導入に要する経費の一部を補助する。						
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績		
		1,800,000 円		1,700,000 円		1,650,000 円		
		(1,800,000 円)		(1,700,000 円)		(1,650,000 円)		
令和8年度予算								
補助金の額		1,800,000 円		1,700,000 円		1,650,000 円		
()は一般財源の額		(1,800,000 円)		(1,700,000 円)		(1,650,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車)の新車購入または3年以上の賃貸借契約に要する経費の一部を補助。						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—			
		うち補助事業全体の経費			—			
		うち補助対象経費			129,382,495 円			
		補助対象経費の内訳			電気自動車(車両本体価格)33台			129,382,495 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		電気自動車:50,000円、 燃料電池自動車:(個人)100,000円、(事業者)50,000円				
		補助限度額		—				
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	完了した補助対象事業に対して交付するため。			
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		補助金の交付を通じて、市内の地球温暖化対策を推進した。						
その他参考事項		—						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—			
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無					

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		犬山市家庭用生ごみ処理機補助金		市の担当部課	経済環境部環境課		
				問い合わせ先	0568-44-0344		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 31名		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市家庭用生ごみ処理機等補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成21年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—			補助制度検証	令和7年度実施	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		ごみの減量対策として、家庭から排出される生ごみの自家処理を推進することを目的として、生ごみ処理機の購入者に対し、補助金の交付をする。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		641,200 円	1,151,200 円	741,100 円	1,200,000 円		
		(641,200 円)	(1,151,200 円)	(741,100 円)	(1,200,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		市内に住所を有し、かつ在住する人で、市内又は市外の販売店で生ごみ処理機を購入した人（1世帯1基(ただし、買い換えによる場合は、補助金交付を受けて設置されたものが5年以上経過した場合に限る)）に対して補助を行う。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		－ 円			
		うち補助事業全体の経費		1,748,694 円			
		うち補助対象経費		1,748,694 円			
		補助対象経費の内訳		生ごみ処理機 31件		1,748,694 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		購入金額の2分の1（100円未満は切り捨て）			
		補助限度額		30,000円			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	金額確定してから交付するため。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		ごみの減量対策の一環として、家庭での生ごみの減量につながった。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		—			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無			

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		犬山市地域資源回収団体奨励金		市の担当部課	経済環境部環境課		
				問い合わせ先	0568-44-0344		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象団体 55団体		代表者名	-		
関係規定	法令	-		条例	-		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市地域資源回収団体奨励金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成4年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		-			補助制度検証	令和7年度実施	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		可燃ごみの減量化及び資源の再利用を図るとともに、廃棄物に対する市民の意識を高めることを目的とする。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		4,268,734 円	3,607,022 円	2,842,572 円	4,260,000 円		
		(4,268,734 円)	(3,607,022 円)	(2,842,572 円)	(4,260,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		各種団体が自主的に実施している資源回収活動に対して奨励金を交付。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		- 円			
		うち補助事業全体の経費		- 円			
		うち補助対象経費		2,842,572 円			
		補助対象経費の内訳		新聞	166,615kg × 6円		999,690 円
				雑誌	96,220kg × 6円		577,320 円
				段ボール	145,618kg × 6円		873,708 円
				布類	20,309kg × 6円		121,854 円
				年4回以上活動団体	27団体 × 10,000円		270,000 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		古紙類(新聞、雑誌、ダンボール)、布類の回収量に対し、1kgあたり6円を交付。加えて同一年度に4回以上活動を実施した場合に10,000円を交付。			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	回収量を確認し、確定した金額を交付するため。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		資源物として回収することにより、焼却処理量が減少し、環境負荷の低減と焼却施設への負担軽減が図られた。					
その他参考事項		-					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		- 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		- 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		犬山市ごみ集積場環境整備補助金		市の担当部課	経済環境部環境課		
				問い合わせ先	0568-44-0344		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象町内会 14町内会		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市ごみ集積場環境整備助成事業要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成30年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—				補助制度検証	令和9年度実施予定
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		ごみ集積場に係る美化の推進を目的として、町内会独自の整備に要する経費に対して補助金の交付をする。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		86,200 円	172,700 円	228,400 円	330,000 円		
		(86,200 円)	(172,700 円)	(228,400 円)	(330,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		ごみ集積場を整備するための必要な材料の購入 カラスや猫除けのためのごみ収集容器の購入 等					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		503,088 円			
		うち補助対象経費		503,088 円			
		補助対象経費の内訳		材料等購入費補助 6件		132,788 円	
				工事費又は修繕費補助 1件		187,000 円	
				備品購入費補助 1件		89,100 円	
				賃借料補助 6件		94,200 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		ごみ集積場整備(賃借料補助):対象経費の2分の1 ごみ集積場整備(材料購入費補助):対象経費の4分の3 ごみ集積場整備(工事費又は修繕費補助):対象経費の2分の1 収集容器設置(備品購入費補助):対象経費の2分の1 収集容器設置(修繕費補助):対象経費の2分の1			
		補助限度額		ごみ集積場整備(賃借料補助):6,000円 ごみ集積場整備(材料購入費補助):30,000円 ごみ集積場整備(工事費又は修繕費補助):100,000円 収集容器設置(備品購入費補助):30,000円 収集容器設置(修繕費補助):20,000円			
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	金額が確定してから交付するため。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		ごみ集積場が整備され、付近の環境美化に繋がった。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		犬山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金		市の担当部課	経済環境部環境課		
				問い合わせ先	0568-44-0344		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 7名		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	平成元年	補助終了年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—				補助制度検証	令和7年度実施
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		下水道事業が認可されていない区域において、既設の単独処理浄化槽又は汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を促進することで、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績	令和8年度予算
		3,818,000 円		7,726,000 円		5,860,000 円	8,730,000 円
		(1,783,000 円)		(5,394,000 円)		(2,734,667 円)	(4,074,000 円)
市の補助金を使って実施した事業の内容		個人の住居で単独処理浄化槽又は汲み取り槽を使用している場合において、合併処理浄化槽へ転換する際の設置費に対して補助を行う。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		— 円			
		うち補助事業全体の経費		12,347,500 円			
		うち補助対象経費		12,247,400 円			
		補助対象経費の内訳		浄化槽設置費(5人槽) 1件		864,600 円	
				浄化槽設置費(7人槽) 5件		5,104,000 円	
				浄化槽設置費(10人槽) 1件		1,580,700 円	
				宅内配管工事費 7件		3,217,500 円	
				撤去費(単独浄化槽) 7件		1,480,600 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		設置費、撤去費、宅内配管工事費の額			
		補助限度額		浄化槽設置費(5人槽 332,000円 6～7人槽 414,000円 8～10人槽 548,000円) 撤去費(単独処理浄化槽 120,000円 汲み取り便槽 90,000円) 宅内配管工事費 300,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業実施後に金額が確定されてから交付		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		家庭から排出される生活排水が合併処理浄化槽を通じて排出されるようになるため、公共用水域の水質汚濁の軽減に寄与できた。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		— 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		— 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。